

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第18回）議事概要

1 日時

平成16年6月21日（月）14時30分～17時30分

2 場所

厚生労働省7階専用第15会議室

3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、太田委員、大谷委員、大濱委員、京極委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、中西委員、早崎委員、森祐司委員、山路委員

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長

4 議事

（1）障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する議論の整理（案）等について

資料に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。

（2）その他

東京都（有留委員）、中西委員及び大濱委員より資料提出があり、各委員より資料の説明があった。

5 主な意見

○先駆的に高い水準でサービス提供を行ってきた自治体の補助金を削るとするのは、障害者の自立生活に重大な支障を来すおそれがある。高いサービス水準のところを維持しながら低い水準の自治体を底上げすることが必要である。

○全身性障害者に対する支援の国庫補助基準について、一律125時間という基準ではなく実態

○^{おう}に^{こま}応じた^{きじゆん}きめ^{せつてい}細やかな^{じゅうぜんがくほしやう}基準^ひを設定^{つづ}すべきである。従^{じつし}前^ひ額^{つづ}補^{じつし}償^ひについても^ひ引き^{つづ}続^{じつし}き実施^ひすべきである。

○全国的に^{ぜんこくてき}考^{かんが}えた^{ばあい}場合^{すいじゆん}、サー^{ひく}ビス^{ちいき}水^{そこあ}準^{はか}の^{ひつよう}低^{すいじゆん}い^{すいじゆん}地^{すいじゆん}域^{すいじゆん}に^{すいじゆん}財^{すいじゆん}源^{すいじゆん}を^{すいじゆん}重^{すいじゆん}点^{すいじゆん}的^{すいじゆん}に^{すいじゆん}配^{すいじゆん}分^{すいじゆん}する^{すいじゆん}のは^{すいじゆん}や^{すいじゆん}む^{すいじゆん}を^{すいじゆん}得^{すいじゆん}ない。

○身体^{しんたい}介^{かい}護^ごの有^う無^むで^うガイ^{たんか}ド^{せつてい}ヘル^{ごうりせい}プ^{ぎもん}の^{ぎもん}単^{ぎもん}価^{ぎもん}を^{ぎもん}設^{ぎもん}定^{ぎもん}する^{ぎもん}こと^{ぎもん}に^{ぎもん}合^{ぎもん}理^{ぎもん}性^{ぎもん}が^{ぎもん}あ^{ぎもん}る^{ぎもん}か^{ぎもん}疑^{ぎもん}問^{ぎもん}で^{ぎもん}あ^{ぎもん}る。

○障^{しょう}害^{がい}者^が福^{ふく}祉^しに^{ふく}お^{ふく}ける^{ふく}地^{ちいき}域^{ちいき}生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}を^し持^じ続^{ぞく}的^{てき}か^あつ^{おこな}安^{あん}定^{てい}的^{おこな}に^{おこな}行^{ほう}っ^{ほう}て^{ほう}い^{ほう}く^{ほう}た^{ほう}め^{ほう}に^{ほう}は^{ほう}、^{ほう}包^{ほう}括^{ほう}的^{ほう}な^{ほう}報^{ほう}酬^{ほう}体^{ほう}系^{ほう}の^{ほう}導^{ほう}入^{ほう}を^{ほう}積^{ほう}極^{ほう}的^{ほう}に^{ほう}検^{ほう}討^{ほう}す^{ほう}べ^{ほう}き^{ほう}で^{ほう}あ^{ほう}る。

○障^{しょう}害^{がい}者^が支^し援^{えん}制^{せい}度^どの^あ在^{かた}り^{ぎろん}方^{ぎろん}の^{ぎろん}議^{ぎろん}論^{ぎろん}に^{ぎろん}お^{ぎろん}い^{ぎろん}て^{ぎろん}、^{ぎろん}ボ^{ぎろん}ラ^{ぎろん}ン^{ぎろん}テ^{ぎろん}ィ^{ぎろん}ア^{ぎろん}等^{ぎろん}の^{ぎろん}非^{ぎろん}公^{ぎろん}的^{ぎろん}サ^{ぎろん}ー^{ぎろん}ビ^{ぎろん}ス^{ぎろん}を^{ぎろん}、^{ぎろん}支^{ぎろん}援^{ぎろん}費^{ぎろん}等^{ぎろん}の^{ぎろん}公^{ぎろん}的^{ぎろん}サ^{ぎろん}ー^{ぎろん}ビ^{ぎろん}ス^{ぎろん}と^{ぎろん}同^{ぎろん}列^{ぎろん}に^{ぎろん}扱^{ぎろん}う^{ぎろん}の^{ぎろん}は^{ぎろん}適^{ぎろん}切^{ぎろん}で^{ぎろん}な^{ぎろん}い。

○利^り用^{りょう}者^{しや}負^ふ担^{たん}に^ふつ^りい^{りょう}て^{しや}、^ふ成^{せい}人^{じん}障^{しょう}害^{がい}者^がの^ふ扶^ふ養^{りやう}義^ぎ務^む者^が負^ふ担^{たん}の^ふ見^み直^{ちく}し^りを^ふ含^くむ^り、^ふ利^り用^{りょう}者^が本^{ほん}人^{にん}を^ふ中^{ちゅう}心^{しん}と^ふす^りる^ふ負^ふ担^{たん}の^ふ在^あり^{かた}方^{へん}へ^{かた}の^{かた}変^{へん}更^{こう}を^{かた}検^{けん}討^{とう}す^{かた}る^{かた}一^い方^{っぽう}で^い、^{かた}施^し設^{せつ}利^り用^{りょう}の^{かた}場^ば合^あと^{かた}地^ち域^{いき}で^{かた}暮^ぼら^あす^{かた}場^ば合^あの^{かた}負^ふ担^{たん}の^{かた}バ^ばラ^らン^{らん}ス^{らん}や^ら、^ら受^うけ^りた^りサ^さー^りビ^りス^りの^ら量^{りょう}と^ら負^ふ担^{たん}と^らの^らバ^ばラ^らン^{らん}ス^{らん}の^ら適^{てき}正^{せい}な^あ在^{かた}り^{けん}方^{とう}を^{かた}検^{けん}討^{とう}す^{かた}べ^{かた}き^{かた}で^{かた}あ^{かた}る。

○国^{こく}庫^こ補^ほ助^{じょ}基^き準^{じゆん}に^かつ^かい^かて^か、^か過^か疎^そ地^ちと^か都^と市^し部^ぶで^かの^か格^{かく}差^さ付^けけ^かや^か、^か単^{たん}身^{しん}や^か障^{しょう}害^{がい}者^がの^かみ^せ世^{たい}帯^{とう}等^{ちよう}で^か長^{ちよう}時^{じかん}間^{かん}の^か介^{かい}助^{じょ}が^か必^{ひつ}要^{よう}な^か障^{しょう}害^{がい}者^がの^か数^{かず}に^か配^{はい}慮^{りょ}し^かた^か基^き準^{じゆん}を^か検^{けん}討^{とう}す^かべ^かき^かで^かあ^かる。

○包^{ほう}括^{かつ}的^{てき}な^{ほう}報^{ほう}酬^{ほう}体^{たい}系^{けい}の^{ほう}導^{どう}入^{にゅう}に^{ほう}つ^{ほう}い^{ほう}て^{ほう}は^{ほう}、^{ほう}利^り用^{りょう}者^が一^{ひとり}人^{ひとり}一^{ひとり}人^{ひとり}が^{ほう}必^{ひつ}要^{よう}と^{ほう}す^{ほう}る^{ほう}介^{かい}護^ごが^{ほう}保^ほ障^{しょう}さ^{ほう}れ^{ほう}る^{ほう}こと^{ほう}及^{およ}び^{およ}サ^さー^さビ^さス^さ事^じ業^{ぎやう}者^がが^さ事^じ業^{ぎやう}運^{うん}営^{えい}可^か能^{ねい}な^さ額^{がく}が^さ保^ほ障^{しょう}さ^{ほう}れ^さる^さこと^さが^さ前^{ぜん}提^{てい}と^さな^さる^さべ^さき^さで^さあ^さる。

○報^{ほう}酬^{しゅう}体^{たい}系^{けい}に^{ほう}つ^{ほう}い^{ほう}て^{ほう}は^{ほう}、^{ほう}現^{げん}行^{こう}の^{ほう}支^し援^{えん}費^ひ制^{せい}度^どの^{ほう}よ^うに^{ほう}、^{ほう}サ^さー^さビ^さス^さの^{ほう}単^{たん}価^かが^{ほう}全^{ぜん}て^{ほう}設^{せつ}定^{てい}さ^{たい}れ^{たい}た^{たい}体^{たい}系^{けい}だ^{たい}け^{たい}で^{たい}は^{たい}な^{たい}い^{たい}弾^{だん}力^{りき}的^{てき}な^{だん}制^{せい}度^どを^{だん}考^{かん}え^{かん}る^{かん}べ^{かん}き^{かん}で^{かん}は^{かん}い^{かん}な^{かん}か^{かん}。^{かん}定^{てい}型^{けい}的^{てき}な^{てい}サ^さー^さビ^さス^さに^{てい}合^あわ^あせ^あて^あ包^{ほう}括^{かつ}的^{てき}、^あ弾^{だん}力^{りき}的^{てき}な^あサ^さー^さビ^さス^さが^あプ^ぷラ^らス^らさ^られ^らる^ら2^に階^{かい}建^だて^だ・^ら3^{さん}階^{かい}建^だて^だの^ら支^し援^{えん}が^らあ^らり^ら得^える^ら。^ら柔^{じゅう}軟^{なん}な^ら単^{たん}価^か設^{せつ}定^{てい}や^らイ^いン^んフ^ふォ^おー^おマ^まル^るな^らサ^さー^さビ^さス^さと^らの^ら組^くみ^ああ^あわ^あせ^あ等^{とう}の^ら展^{てん}望^{ぼう}を^ら示^{しめ}す^らべ^らき^らで^らあ^らる。

○ヘル^しパ^{かく}ー^くの^く資^か格^く要^く件^くを^か緩^{かん}和^わし^く、^か学^{がく}生^{せい}等^{とう}の^かマン^{かん}パ^くワ^くー^くを^か活^{かつ}用^{よう}す^かべ^かき^かで^かあ^かる。

○ヘルパー要件の緩和については、学生等のマンパワーの活用という面も現実的問題としては理解でき、包括的な支払いが現実となっていく過渡期としてはあり得るかもしれないが、基本的な考え方として、ヘルパーの資格をルーズにすることには賛成できない。

○ヘルパー要件の緩和が人件費削減のためであれば反対するが、障害者本人が人を使う能力を持っていて一般的なヘルパー研修を経る必要がないような場合には緩和しても構わない。

○現状では、障害者福祉サービスが必要な人に必要なサービスがきちんと給付されているかの判断の物差しがない。サービスを支給する基準を作るためにも、ケアマネジメントは必要である。

○評価システムを早く確立し、サービス事業所の質と第三者評価を位置づけていく必要がある。

6 今後の予定

7月6日（火）午後に検討会を開催。

(以上)